

被災地における介護福祉士養成施設等への 修学に係る教材費等貸付のご案内



福島県相双地域等（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村、いわき市及び田村市）に所在する介護保険施設等で介護業務に従事するために、福島県内外の介護福祉士養成施設に入学する方に対する返還免除付きの教材費等の貸付

申込期間：令和7年4月1日（火）～令和8年1月30日（金）必着

／ 貸 付 内 容 ／

① 教材費

12万円以内
（初回貸付時のみ）



② 住居費

月額3万円以内

又は

③ 通学費

通学定期代
（実費）



福島県相双地域等の介護保険施設等で、一定期間介護職として働けば返還が免除

教材費

3年間従事
で全額免除



住居費又は通学費

◆貸付額が30万円以下の場合
1年間従事で全額免除

◆貸付額が30万円を超える場合
1～2年間従事で30万円を免除
3年間従事で貸付総額から60万円を控除した額を免除



※貸付条件に反した場合は一括返還となります。

【問い合わせ先】

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 施設支援課
〒960-8141 福島市渡利字七社宮 | | | TEL：024-523-1256

詳細は
裏面をご覧ください⇒

被災地における介護福祉士養成施設等への 修学に係る教材費等貸付事業詳細

1 目的

この事業は、東日本大震災により特に甚大な被害を受けた福島県相双地域等に所在する介護保険施設等で介護業務に従事するために、福島県内外の介護福祉士養成施設に入学する方に対し、教材費及び住居費又は通学費(以下「教材費等」という。)の貸付を行うことにより、福島県相双地域等における介護人材を広域的に確保することを目的としています。

2 貸付対象者

福島県相双地域等に所在する介護保険施設等において介護業務に従事しようとする、次の(1)及び(2)の要件を満たす方です。

- (1)介護福祉士養成施設に入学する3ヶ月前の時点において福島県相双地域等に居住している方
- (2)養成施設を卒業後、福島県相双地域等の介護保険施設等において介護業務に従事する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる方

3 申請方法

在学する介護福祉士養成施設を通じて、本会へお申込みください。

4 貸付内容

- (1)教材費 12万円以内(実費相当)(1回限り)
- (2)住居費又は通学費
 - ・住居費 月額3万6千円以内(月額上限)
 - ・通学費 公共交通機関による通学定期代(実費)

5 貸付期間

養成施設に在学する正規の修学期間

6 貸付利子

貸付利子は無利子。

ただし、借受人が正当な理由なく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき額につき年3パーセントの延滞利子を徴収します。

ホームページ

福島県社会福祉協議会

「被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付事業」

<https://www.f-kaigoshogaku.jp>

